

桂まほろばテラス利用料金表（概算） R8. 8. 1

*月30日の概算で計算しております

		要介護3	要介護4	要介護5	
第4段階	介護費	¥33,216	¥35,833	¥38,377	
	①おやつ		¥3,000		(1日 ¥100)
	②喫茶代		¥2,000		
	③食費		¥48,000		(1日 ¥1,600)
	④居住費（トイレ無）		¥93,000		(1日 ¥3,100)
	④居住費（トイレ有）		¥96,000		(1日 ¥3,200)
	月額（トイレ無）	¥179,216	¥181,833	¥184,377	
	月額（トイレ有）	¥182,216	¥184,833	¥187,377	
第3段階②	③食費		¥42,600		(1日 ¥1,420)
	④居住費		¥44,100		(1日 ¥1,470)
	月額	¥124,916	¥127,533	¥130,077	
第3段階①	③食費		¥20,400		(1日 ¥680)
	④居住費		¥41,100		(1日 ¥1,370)
	月額	¥99,716	¥102,333	¥104,877	
第2段階	③食費		¥11,700		(1日 ¥390)
	④居住費		¥26,400		(1日 ¥880)
	月額	¥76,316	¥78,933	¥81,477	
第1段階	③食費		¥9,000		(1日 ¥300)
	④居住費		¥26,400		(1日 ¥880)
	月額	¥73,616	¥76,233	¥78,777	

* 第1段階から第3段階の方の居住費はトイレの有無に関わらず介護保険負担限度額認定証に記載の金額になります。

* 上記金額は30日を基本として作成しており、あくまで目安になります。この他、状況に応じて加算料金が発生する場合があります。その場合、処遇改善加算の金額も変更になります。

* 特定入所者介護サービス費（負担の限度額）

第1段階 市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方など

第2段階 市民税世帯非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方など

第3段階① 市民税世帯非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方

第3段階② 市民税世帯非課税で第1段階・第2段階・第3段階①に該当されない方など

上記に該当する場合でも世帯を別にしている配偶者が市民税の課税者である場合や預貯金等の金額が1000万円（ご夫婦の場合は配偶者と合わせて2000万円）を超える場合には、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。（生活保護を受給されている方は除きます。）

* 介護保険外の利用料については実費負担を頂きます。